

草契発第 212 号
平成28年10月6日

入札参加者 各位

草津市総務部契約検査課

入札にかかる見積内訳書の取り扱いについて（通知）

草津市の公共工事、建設コンサルタント業務委託等の入札については、見積内訳書の提出を義務付けておりますが、平成27年4月に改正された公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律の主旨に基づき、見積内訳書の作成・提出について、下記のとおり取り扱いを変更いたします。

変更点等につきましては、下記のとおりとなりますので、見積内訳書の作成・提出につきましては、十分に御注意くださいますようお願いいたします。

記

1. 変更点

(1) 入札書記載金額（入札書の入札金額）と見積内訳書の合計金額（税抜き）を**必ず一致**させること。

(2) 見積内訳書の内容は、別添の「入札時における見積内訳書の取扱要領」（以下要領という。）に基づき、見積内訳書作成例（以下作成例という。）を参考にしながら作成すること。

2. 入札を無効とする場合

(1) 見積内訳書の税抜き合計金額と入札書記載金額（入札書の入札金額）が一致していないもの。

(2) 見積内訳書に下記の記載がないもの。

①見積内訳書の提出日

②入札参加者の住所、商号または名称

③契約番号

④工事（業務）名称

⑤工事（履行）場所

⑥工事価格または業務価格

(※①から⑥の番号は、作成例の該当部分にも記載。)

(3) 上記(2)の記載事項について、誤字・脱字等があり対象工事（業務）等の特定が明確にできないと入札執行者が判断したもの。

(4) 他の業者の見積内訳書（見積に他の業者名が記載されている場合や、下請業者か

らの見積書がそのまま付いている場合も含む。)が添付されているもの。

(5) 入札執行者が見積内訳書の金額について、積算根拠の明確でない明らかな値引きにより、入札書記載金額と一致させていると判断したもの。ただし、通常想定される端数処理はこの限りでない。

(6) 要領および作成例で求めている内訳内容の記載がなく(工種【レベル2】までを最低限記載していないなど)、積算根拠が不明確であると入札執行者が判断したもの。

3. 見積内訳書の提出方法

見積内訳書の提出媒体は、必ずPDFファイルにより提出してください。

紙入札での参加の場合は、入札書・見積内訳書を封筒に同封して、入札書提出期間中に持参により提出してください。

4. 見積内訳書の内容確認

見積内訳書の内容確認は、開札直前に入札参加者全員に対して行い、開札後、落札候補者の提出した見積内訳書については、再度内容の確認を行います。

内容確認を行なった結果、落札候補者の入札が無効となった場合、落札候補者は、次点の最低金額で応札した者に移行します。

5. 適用日について

当該取り扱いについては、平成28年11月1日以降の入札公告または指名通知を行う案件より適用します。

6. 経過措置について

経過措置として、平成28年度に入札公告または指名通知を行う案件については、上記2の(1)または(6)に該当する場合でも、入札を無効とはしないものとします。

ただし、可能な限り、要領および作成例に基づいた見積内訳書の作成をお願いいたします。